



阪神水道企業団公報

令和8年5月15日(金)
第403号

毎月15日発行

目 次

◇管理規程◇

○阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

◇議会告示◇

○令和7年度における議会の個人情報保護制度の運用状況

◇公 告◇

○公文書開示制度の運用状況について

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第3号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部、課等の設置)</p> <p>第1条 企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。</p> <p>総務部 省略</p> <p>技術部</p> <p style="padding-left: 2em;">浄水管理課</p> <p style="padding-left: 4em;">事務係</p> <p style="padding-left: 2em;">浄水管理係</p> <p style="padding-left: 2em;">危機管理係</p> <p>施設管理課</p> <p style="padding-left: 2em;">事務係</p> <p style="padding-left: 2em;">電気設備係</p>	<p>(部、課等の設置)</p> <p>第1条 企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。</p> <p>総務部 省略</p> <p>技術部</p> <p style="padding-left: 2em;">浄水計画課</p> <p style="padding-left: 4em;">事務係</p> <p style="padding-left: 2em;">浄水管理係</p> <p style="padding-left: 2em;">計画係</p> <p>施設管理課</p> <p style="padding-left: 2em;">企画係</p> <p style="padding-left: 2em;">電気設備係</p>

<p>機械設備係 工務課 <u>設計係</u></p> <p>工事係 <u>技術企画課</u> <u>計画係</u> <u>技術管理係</u></p> <p>浄水管理事務所 省略 送水センター 事務係 <u>送水管理係</u> 施設係 水質試験所 省略 (事務分掌)</p> <p>第7条 部、課等においては、次の事務を分掌する。</p> <p>総務部 総務課 総務係</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 国その他外部関係機関及び構成団体との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(10)～(17) 省略</p> <p>(18) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>(19)及び(20) 省略</p> <p>(21) <u>他の部、課等</u>の所管に属しないこと。</p>	<p>機械設備係 工務課 <u>整備第1係</u> <u>整備第2係</u> <u>管路維持係</u> 工事係</p> <p>浄水管理事務所 省略 送水センター 事務係 <u>送水係</u> 施設係 水質試験所 省略 (事務分掌)</p> <p>第7条 部、課等においては、次の事務を分掌する。</p> <p>総務部 総務課 総務係</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 国その他外部関係機関及び構成団体との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、<u>他の課所</u>の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(10)～(17) 省略</p> <p>(18) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>総務部総務課契約係</u>（以下「<u>契約係</u>」という。）の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>(19)及び(20) 省略</p> <p>(21) <u>他の課、場、センター、所及び室</u>の所管に属しないこと。</p>
---	---

<p>職員係 省略</p> <p>契約係 省略</p> <p>経営企画課</p> <p>経営管理係</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>他の部、課等の所管に属するものを除く。</u>）並びに庶務に関すること。</p> <p>企画調整係</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 構成団体との総合調整（<u>他の部、課等の所管に属するものを除く。</u>）に関すること。</p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p>情報システム係 省略</p> <p>財務課</p> <p>財務係</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>他の部、課等の所管に属するものを除く。</u>）並びに庶務に関すること。</p> <p>管財係 省略</p> <p>技術部</p> <p>浄水管理課</p> <p>事務係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>維持管理工事（業務委託を含む。以下同じ。）</u>、<u>改良工事及び災害復旧工事並びに受託工事（以下「工事」という。）</u>の施行手続及び精算に関すること。<u>ただし、他の部、課等の所管に属するものを除く。</u></p>	<p>職員係 省略</p> <p>契約係 省略</p> <p>経営企画課</p> <p>経営管理係</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係の所管に属するものを除く。</u>）並びに庶務に関すること。</p> <p>企画調整係</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 構成団体との総合調整（<u>他の課の所管に属するものを除く。</u>）に関すること。</p> <p>(5)～(8) 省略</p> <p>情報システム係 省略</p> <p>財務課</p> <p>財務係</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係の所管に属するものを除く。</u>）並びに庶務に関すること。</p> <p>管財係 省略</p> <p>技術部</p> <p>浄水計画課</p> <p>事務係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>課の工事（業務委託を含む。）</u>の施行手続及び精算に関すること。</p>
---	--

<p>(3) <u>課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（他の部、課等の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p>(4)及び(5) 省略</p> <p>浄水管理係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p><u>危機管理係</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>施設管理課</p> <p><u>事務係</u></p>	<p>(3)及び(4) 省略</p> <p>(5) <u>課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p>浄水管理係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>水供給（取水から構成市供給までの全工程）に係る総合的な連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>給水量の調定に関すること。</u></p> <p>(8) 省略</p> <p><u>計画係</u></p> <p>(1) <u>施設及び管路の整備に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>施設整備計画の策定に関すること。</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>施設管理課</p> <p><u>企画係</u></p> <p>(1) <u>電気、機械等設備（以下「設備」という。）の整備に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>設備の維持管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>技術監理に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p>
---	---

<p>(1) 課の工事の施行手続及び精算に関すること。</p> <p>(2) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>電気設備係</p> <p>(1) 電気設備に係る工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>エネルギー（水供給に係る動力を含む。）</u>、<u>環境に係る調査、研究、評価及び分析</u>に関すること。</p> <p>機械設備係</p> <p>(1) 機械設備に係る工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>工務課</p>	<p>(4) <u>設計積算制度に関すること。</u></p> <p>(5) <u>別に定める工事の設計の審査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>工事検査に関すること。</u></p> <p>(7) <u>情報管理（ICT活用業務を含む。）に関すること。</u></p> <p>(8) 課の工事（<u>業務委託を含む。</u>）の施行手続及び精算に関すること。</p> <p>(9) 課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>(10) <u>エネルギー（水供給に係る動力を含む。）</u>、<u>環境に係る調査、研究、評価及び分析</u>に関すること。</p> <p>電気設備係</p> <p>(1) 電気設備に係る工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>各所及びセンター</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>機械設備係</p> <p>(1) 機械設備に係る工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>各所及びセンター</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>工務課</p>
--	---

<p><u>設計係</u></p> <p>(1) <u>導送配水管路及び施設に係る工事並びに営繕工事の測量、調査及び設計に関すること。ただし、他の部、課等の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>課の工事の施行手続及び精算に関すること。</u></p> <p>(4) <u>課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（他の部、課等の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p>	<p><u>整備第1係</u></p> <p>(1) <u>導送配水管路及び施設に係る改良工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。</u></p> <p>(4) <u>課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p><u>整備第2係</u></p> <p>(1) <u>導送配水管路及び施設に係る改良工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、整備第1係、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。</u></p> <p>(2) <u>別に定める工事の設計の審査に関すること。</u></p> <p><u>管路維持係</u></p> <p>(1) <u>導送配水管路の維持管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。</u></p> <p>(3) <u>営繕に関すること。ただし、整備第1係、整備第2係、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを</u></p>
--	--

<p>工事係</p> <p>(1) <u>導送配水管路及び施設に係る工事並びに営繕工事の実施及び監督に関すること。ただし、他の部、課等の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(2) <u>導送配水管路の維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>浄水管理事務所の所管に属する施設に係る工事及び営繕工事の実施及び監督に関すること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>技術企画課</p> <p>計画係</p> <p>(1) <u>施設及び管路並びに電気、機械設備の整備に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>施設整備計画の策定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>技術部における事務処理の統制に関すること。</u></p> <p>(4) <u>技術部全体の工事進捗管理及び予算執行管理に関すること。ただし、他の部、課等の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(5) <u>課の工事の施行手続及び精算に関すること。</u></p> <p>(6) <u>課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（他の部、課等の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</u></p> <p>技術管理係</p>	<p><u>除く。</u></p> <p>(4) <u>別に定める工事の設計の審査に関すること。</u></p> <p>工事係</p> <p>(1) <u>猪名川浄水場の施設に係る改良工事の実施及び監督に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p>
--	--

<p>(1) <u>技術管理に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>設計積算制度に関すること。</u></p> <p>(3) <u>別に定める工事の設計の審査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>工事検査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>施設の維持管理、情報管理（ICT活用業務を含む。）に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。ただし、他の部、課等の所管に属するものを除く。</u></p> <p>浄水管理事務所</p> <p>(1) 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>他の部、課等の所管に属するものを除く。</u>）並びに庶務に関すること。</p> <p>(2) 浄水場の見学者対応及び一般開放に関すること。ただし、<u>他の部、課等の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(3) 所の工事の施行手続及び精算に関すること。</p> <p>浄水課</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>他の部、課等の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(6) 受導送配水流量計（<u>他の部、課等の所管に属するものを除く。</u>）に関すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>施設課</p> <p>(1) 省略</p>	<p>浄水管理事務所</p> <p>(1) 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係の所管に属するものを除く。</u>）並びに庶務に関すること。</p> <p>(2) 浄水場の見学者対応及び一般開放に関すること。ただし、<u>総務部総務課総務係の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(3) 所の工事（<u>業務委託を含む。</u>）の施行手続及び精算に関すること。</p> <p>浄水課</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>技術部各課の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(6) 受導送配水流量計（<u>送水センターの所管に属するものを除く。</u>）に関すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>施設課</p> <p>(1) 省略</p>
---	--

<p>(2) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>所管区域 省略</p> <p>送水センター</p> <p>事務係</p> <p>(1) センターの予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>(2) センターの工事の施行手続及び精算に関すること。</p> <p><u>送水管理係</u></p> <p>(1) <u>水供給（取水から構成市供給までの全工程）に係る総合的な連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(5) 給水量の調定に関すること。</p> <p>(6)~(8) 省略</p> <p>(9) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(10) 受送配水流量計（<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。）に関すること。</p>	<p>(2) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>浄水課及び技術部各課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>所管区域 省略</p> <p>送水センター</p> <p>事務係</p> <p>(1) センターの予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>(2) センターの工事（<u>業務委託を含む。</u>）の施行手続及び精算に関すること。</p> <p><u>送水係</u></p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 給水量の調定に関すること。<u>ただし、浄水計画課浄水管理係の所管に属するものを除く。</u></p> <p>(5)~(7) 省略</p> <p>(8) 所管施設の工事（<u>業務委託を含む。</u>）の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>技術部各課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(9) 受送配水流量計（<u>浄水管理事務所</u>の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(10) <u>機械警備に関すること。</u> ただし、<u>技術部各課、場、</u></p>
---	---

<p>施設係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) <u>受送配水流量計（他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(4) <u>機械警備に関すること。ただし、他の部、課等の所管に属するものを除く。</u></p> <p>所管区域 省略</p> <p>水質試験所</p> <p>事務係</p> <p>(1) 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>(2) 所の工事の施行手続及び精算に関すること。</p> <p>調査係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 品質管理システムの維持管理及び運用に関すること。ただし、<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>検査係</p> <p>(1)及び(2) 省略</p>	<p><u>所の所管に属するものを除く。</u></p> <p>施設係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所管施設の工事（<u>業務委託を含む。</u>）の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>技術部各課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) <u>受送配水流量計（浄水管理事務所</u>の所管に属するものを除く。）に関すること</p> <p>所管区域 省略</p> <p>水質試験所</p> <p>事務係</p> <p>(1) 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（<u>契約係</u>の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。</p> <p>(2) 所の工事（<u>業務委託を含む。</u>）の施行手続及び精算に関すること。</p> <p>調査係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 品質管理システムの維持管理及び運用に関すること。ただし、<u>検査係</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>検査係</p> <p>(1)及び(2) 省略</p>
--	---

<p>(3) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>他の部、課等</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(3) 所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、<u>技術部各課</u>の所管に属するものを除く。</p> <p>(4) 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

◇議 会 告 示◇

阪神水道企業団議会告示第1号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号）第50条の規定により、令和7年度における議会の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年4月16日

阪神水道企業団議会
議長 しらくに高太郎

令和7年度における議会の個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及び処理状況

（単位：件）

開示請求	処 理 状 況			
	開示	部分開示	非開示	その他
0	—	—	—	—

2 訂正請求件数及び処理状況

（単位：件）

訂正請求	処 理 状 況			
	訂正	一部訂正	非訂正	その他
0	—	—	—	—

3 利用停止請求件数及び処理状況

(単位：件)

利用停止請求	処 理 状 況			
	利用停止	利用一部停止	利用非停止	その他
0	—	—	—	—

4 審査請求件数及び処理状況

(単位：件)

審査請求	処 理 状 況			
	却下	棄却	容認	その他
0	—	—	—	—

◇公 告◇

阪神水道企業団公告

阪神水道企業団情報公開条例（平成16年条例第1号）第28条の規定により、令和7年度における公文書の開示制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年5月8日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

公文書公開及び不服申立ての状況

(単位：件)

区分 実施機関名	公 文 書 の 公 開					不 服 申 立 て				
	請求件数	処 理 状 況				申立て件数	処 理 状 況			
		開示	部分開示	非開示	その他		却下	棄却	容認	その他
企 業 長	39	6	30	3	0	0	0	0	0	0
議 長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0